

地籍調査の充実を求める意見書

近年、全国各地において報告されている外国資本等による森林の買収をきっかけに、我が国の土地制度のあり方が問題視されるようになってきた。

問題点の一つとして指摘されているのは、地籍調査の遅れである。

我が国では、土地に関する記録は登記所において管理されているが、土地の位置や形状を示す情報として登記所に備え付けられている地図や図面は、その半分ほどが明治時代の地租改正時につくられた地図（公図）などをもとにしたものである。そのため、境界や形状などが現実とは異なっている場合が多くあり、登記簿に記載された土地の面積も、正確ではない場合があるのが実態である。

地籍調査は、昭和26年の開始から半世紀以上が過ぎているが、平成23年度末における全国の進捗は50%である。特に、都市部や山村部（林地）において進捗が遅れており、また、市町村の中には、未だ調査に未着手のところがあるなど、都道府県ごとの進捗率もばらつきが大きくなっている。

市町村においては、地籍調査の必要性や有効性には一定の理解を示しているものの、昨今の財政状況の悪化や行政ニーズの多様化により、地籍調査の実施に必要な予算や職員の確保が難しくなっているという状況がある。

地籍調査の遅れは、境界争い等の土地トラブルを招き、境界や地積が曖昧なまま転売が繰り返されれば、境界争い等の相手方が隣人等であったものが、将来的には外国資本等が係争相手となることも想定され、円滑な土地取引の妨げとなる。また、災害が発生した場合、被災地の復旧・復興を阻害する要因にもなることから、東日本大震災を契機として、地籍調査の重要性が再認識されており、地籍の整備を早急に完了させることが重要となっている。

よって、国においては、地方自治体の要望にこたえた予算措置及び地方負担の軽減措置の拡充について、早急な対応を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月21日

宮崎県議会

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	新藤義孝殿
財務大臣	麻生太郎殿
国土交通大臣	太田昭宏殿
内閣官房長官	菅義偉殿